

# 会 議 録

会議の名称	令和5年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第4回）
開催日	令和6年1月31日（水）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時40分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・出席者数	【委員】 （1号）稲垣 操 木村 敏博 安田 秀隆 齋藤 信一 （2号）北村 秀和 （3号）佐々木 操 （4号）脇之園 明子 鈴木 道広  8名  【市長】 藤井 栄一郎
欠席者の氏名・欠席者数	（1号） （2号）牧野 博司 野本 順一 渡邊 昇子 （3号）松本 利明 宮野 之寛 矢島 静江 （4号）野地 将司  7名
出席職員の氏名（事務局）	<説明員> 健康福祉部長 中山 玲子 保険年金課 課長 吉田 恭久 保険年金課国民健康保険担当主幹 小川 一也 保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 米田 澄恵 保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香
会議次第	1 開 会 2 挨 拶 3 議 事  (1) 諮問事項 ・ 令和6年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について (2) その他（報告事項） ・ 令和5年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について ・ 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について ・ 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について（パブリックコメントの結果）

	4 閉 会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和6年度白岡市国民健康保険特別会計予算書(案) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料1</span></li> <li>・令和5年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)(案) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料2</span></li> <li>・白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案) <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3-1</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">資料3-2</span></li> </ul>
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会(課長)	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	(挨拶)
司会(課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	(挨拶)
司会(課長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、8名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>初めに、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、事前に郵送させていただいた資料といたしまして、「次第」、「資料1」、「資料2」、「資料3-1」、「資料3-2」及び「委員名簿」でございます。</p> <p>また、本日配布させていただいた資料として、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)及び国保連合会から提供されました「埼玉の国保」でございます。</p> <p>資料について不備等はございませんでしょうか。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第5条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議につきましても感染症対策等を考慮し、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、会議時間の短縮につきましても、引き続き御協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます、</p> <p>「（１）令和６年度 白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、令和６年度白岡市国民健康保険特別会計予算の内容につきまして、説明させていただきます。</p> <p>資料１の１ページを御覧ください。</p> <p>令和６年度予算の状況でございますが、歳入歳出予算総額で４５億３，００９万１千円となりまして、対前年比で１億２４８万２千円、率といたしまして、２．２１％の減となる予算を編成いたしました。</p> <p>各予算科目につきましては、記載した表のとおりでございます。</p> <p>下の円グラフでございますが、歳入・歳出ごとに、令和６年度予算科目の内訳をグラフにしたものでございます。</p> <p>左側の歳入におきましては、国民健康保険税で１６．７％、県支出金で７１．４％、この２つで歳入予算の８８．１％を占めております。</p> <p>右側の歳出におきましては、保険給付費で７０．５％、国民健康保険事業費納付金で２６．６％、この２つで歳出予算の９７．１％を占めております。</p> <p>次に、２ページをお開き願います。</p> <p>こちらは、予算比較表でございます。</p> <p>各予算科目について、令和６年度の構成比率の大きな科目を中心に説明させていただきます。</p>

まず、歳入の1款 国民健康保険税につきましては、  
7億5,599万1千円を計上しております。

被保険者の減少によりまして、令和5年度と比較いたしますと  
6,078万6千円の減額を見込んでおります。

編成時点の関係から、令和6年度の国民健康保険税の予算編成における  
税率等は、改正後の税率でなく、現行の税率で算出しております。

また、保険税の収納率につきましても、現年度課税分を従来の「埼玉県  
国民健康保険運営方針」の目標収納率である93%に設定した予算額  
として計上しております。

次に、3ページを御覧ください。

3款 県支出金につきましては、市町村の保険給付費等に必要な費用  
に対して、都道府県から全額交付される、「国民健康保険保険給付費等  
交付金」等をごさいますして、歳出から推計しました、

32億3,485万4千円を計上しております。

一つ飛びまして5款 繰入金でございます。こちらは、説明にごさ  
いますように、一般会計からの繰入金、及び、国民健康保険財政調整基金  
からの繰入金をごさいますして、5億2,373万7千円を計上して  
おります。

内訳といたしましては、法定繰入金が2億997万、基金繰入金が  
3億1,376万7千円でございます。

4ページをお開き願います。

次の6款 繰越金 から 7款 諸収入につきましては、例年どおり  
の推計を行い、予算を計上しておりますが、7款の延滞金につきましては、  
収納実績が減少傾向のため、これを反映して減額してごさいます。

続きまして、歳出予算の主なものにつきまして、御説明いたします。

5ページを御覧ください。

まず、1款 総務費につきましては、  
3,276万9千円を計上しております。

前年度と比較いたしますと、266万円4千円の増となっております。

これは、国が進めているマイナンバーカードと被保険者証の一体化に  
付随して、令和6年12月に現在の保険証が廃止され新しく「資格確認  
書」と「資格情報のお知らせ」の交付が予定されており、これに伴うシ  
ステム改修費等を計上したことなどから増額となったものでござ  
います

次に2款 保険給付費につきましては、31億9,536万5千円を  
計上してございますして、主な事業として、疾病及び負傷に対して給付する  
医療給付事業の一般分といたしまして、27億4,717万6千円、

高額療養費支給事業といたしまして、4億847万5千円などを計上

しております。

こちらは、実績額等を参考に給付（支給）見込額を計上したものでございます。

近年、医療の高度化等の影響から一人当りの医療費は増加を続けておりますが、被保険者数減少の影響により、保険給付費の総額は前年度よりも減少を見込んでおります。

前年度と比較いたしますと、全体で7,558万4千円の減額となっております。

続きまして、6ページをお開き願います。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付費分といたしまして、8億559万3千円、一般被保険者後期高齢者支援金等分として、3億524万9千円、一般・退職の介護納付金分といたしまして、9,263万8千円、表にはありませんが、退職被保険者等の分を含めた3款の合計で12億348万2千円を計上しておりまして、前年度と比較すると2,757万の減額となっております。

続きまして、7ページを御覧ください。

6款 保健事業費につきまして、御説明します。

一番上の特定健康診査等事業でございますが、被保険者数の減少に伴う健診等の案内の送付に係る郵便料の減額及び業務委託の見直し等に伴い減額しているものでございます。

次の、総合健康診断（いわゆる「人間ドック又は脳ドック」）については、前年度と同額を計上しておりますが、医療費適正化事業と医療費通知事業につきましては、被保険者数の減少傾向や業務実績から減額を見込んでいるものでございます。

次の、7款 基金積立金から 10款 予備費までにつきましては、例年どおりの推計を行い、ほぼ同額を予算計上したものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

令和6年度国保特別会計の予算編成資料として、国保の主な指標を6項目記載させていただきました。

①につきましては、埼玉県提示の被保険者数の推計値と実績等及び加入者に占める前期高齢者の割合となっております。団塊の世代の被保険者がかなり多く、この世代の方が後期高齢者医療制度へ移行することから、被保険者数の減少は続きます。また、これに伴い前期高齢者の割合は微減することが見込まれております。

②につきましては、国保加入世帯数ですが、被保険者数と同様に減少傾向が予測されています。※令和4年度は県の推計世帯が低すぎたため

逆転しています。

次に、9ページを御覧ください。

③につきましては、1人当たり医療費の見込みとなります。

国保加入者の高齢化や医療の高度化に伴い、1人当たり医療費は増加することが見込まれております。左側のグラフは埼玉県から提示された推計額となっており、右側のグラフは令和4年度については実績額、令和5年度については1月時点までの実績額から推計した額となっております。

④は国民健康保険税の収納率となります。

国保税につきましては、県が市町村の人口規模に応じた標準収納率を定めており、当市は93%と定められておりましたが、被保険者の皆様の納税意欲等にも支えられ、約96%を超える収納実績が維持できております。

令和4年度の収納率は若干下がりましたが、同時点での収納率の比較では、今年度は前年度よりも高いため、今年度の見込み率は高めにしてございます。

⑤及び⑥につきましては、特定健康診査受診率と特定保健指導終了率の実績等でございます。

受診率等につきましては、新型コロナウイルス感染症が発症する以前の令和元年度までは向上が図れておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による受診控え等により、令和2年度以降は受診率等の低下を招いております。当市で定めている白岡市データヘルス計画の目標値からの乖離が大きくなっているため、引き続き受診率向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

最後になりますが、10ページをお開き願いたいと存じます。

御説明させていただきました、国保事業の指標や令和6年度予算編成にあたっての概要等をまとめたものでございます。

近年の傾向ですが、国民健康保険税の減収が見込まれる中、県への事業費納付金は増加しており、今後もこの傾向が続くことが見込まれますので、歳入の確実な確保と医療費削減につながる有効な施策を行っていくことが必要と考えております。

また、今年度は歳入確保の一環として、税率改正について御審議・御採決をいただいたところでございますが、引き続き国保事業の安定運営のため、御審議・御協力をいただきたいと思いますと考えております。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

<p>委員</p>	<p>これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p> <p>資料 8 ページについてお伺いします。</p> <p>団塊の世代（一般的に昭和 22 年から昭和 24 年生まれの世代）が後期高齢者医療制度に移行しているとのことですが、対象者の年齢的に国民健康保険の構成員としてはピークアウトしたものと思います。このため、今後は国保の被保険者としては減少を続けていくことになり、前期高齢者の割合についても減少するとのことですが、逆に若い世代からの国保への加入者が増加するようなことはあるのでしょうか。それとも、若い世代の方も含めて減少するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>75 歳に到達し、後期高齢者医療制度に移行する方につきまして、今後の 4～5 年間ににおいても年平均 500 人前後見込まれますことから、当面は減少傾向が続くものと考えております。また、若い世代の方ですが、出産等による増加などはそれほど見られず、増減については全体的に現状維持程度であるものと考えています。このため、後期高齢者医療制度に移行する方の減少分が概ね国保の被保険者数の減少数として推移するものと見込んでいます。</p> <p>なお、後期高齢者医療制度に移行する方が多いことから、白岡市においては前期高齢者の割合が減少に転じておりますが、他市町村では未だ増加となっているところもあるようでございまして、県全体の前期高齢者の割合は増加傾向であるとお聞きしています。</p>
<p>委員</p>	<p>今の質問に関連してお伺いします。</p> <p>農家の方など企業等に勤務されていない方は国保に加入されていると思いますが、企業等にお勤めの方でも、負担の関係などから国保に移られる方も居るようにお聞きしています。この場合ですが、お勤めされていた方に関しては、一定の所得を有していることが考えられますので、それ程多くはないと思いますが、所得割が増えることにより国保税の収入額の増加に繋がると考えておりますがそういった理解で良いでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>今の質問ですが、こちらで把握している情報としては、現在会社等にお勤めしているものの、所得等の関係から国保に加入している方に対して、社会保険に加入しなければならない所得の引き下げを国が進めていることから、委員の御指摘とは逆に、一定数以上の従業員を有する会社で一定額の所得を有する方については、国保から社会保険に加入する流れになるのではないかと考えております。なお、会社を退職して一定期</p>

間の任意保険に加入している方については、選択により任意保険を脱退し、国保に加入することもできますが、そういった方の多くは、退職後の1年目は任意保険に加入し、所得が無くなった2年目については、保険税(料)等の関係から国保が有利になるとの理由から国保に加入するため、所得割に関してはあまり期待できない状況なのではないかと考えております。

白岡市は県内においても比較的所得割が多い方になってございますが、令和4年10月にあった社会保険適用枠の拡大に続き、今後、もう1段階の社会保険適用枠の拡大が予定されていることもあり、所得のある方が国保を脱退することから、所得割の減少に伴い、国保税の収入に関しては厳しくなるのではないかと考えております。

委員

令和6年12月2日に従来の被保険者証が廃止となって、マイナ保険証を保持していない方については資格確認書の交付を行うことになると思いますが、保険証を送付するための郵便料等は減額となりますか。

事務局

被保険者証の廃止とこれに付随する資格確認書等の取扱いについて、国からの運用方法等が明示されていない段階で予算編成は行っております。

今後、資格確認書と資格情報のお知らせを送付することとなりますが、令和6年度においては、被保険者証廃止前に年次更新を行いますことから、被保険者の方に対しまして、令和5年度までと同様に皆様に被保険者証を郵送することとなります。

令和6年12月2日に保険証が廃止されることとなりますが、その時点でマイナ保険証を保持している方に対して、これまでの国からの通知等では、資格情報のお知らせを保険証とは別便で郵送することが求められておりました。

なお、資格情報のお知らせを郵送する場合ですが、最新の情報で白岡市の国保加入者のうち、マイナ保険証を保持している方が5,373人居りますことから、普通郵便ではございますが、その分の郵送料が増加することとなります。加えて、国からの仕様等の明示はないものの、資格確認書等の発行が可能となるようシステム改修を行う必要がありまして、概算額を予算計上しております。先程の説明では以上の2点から、郵便料とシステム改修費に伴い、予算を増額計上している旨を御説明させていただきました。

委員

予算については分かりました。

資格情報のお知らせについてですが、被用者保険においては、マイナ



	<p>ンバーカードの券面では読み取ることができない方に対して、資格情報のお知らせを切り取るなどして交付することとされております。資格情報のお知らせについては、マイナ保険証を保持している方だけに配れば良いこととされておりますが、白岡市では被保険者全員に配る予定ですか。</p>
事務局	<p>国保でも資格情報のお知らせについては、マイナ保険証を保持している方のみを送付すべきものですので、国の運用等が変わらなければ、マイナ保険証を保持している5,373人に対して郵送することを予定しております。</p>
委員	<p>今の質問に関連してお伺いしますが、システム改修を行うシステムは標準システムなどを使われているのでしょうか。それとも、白岡市独自のシステムを使われているのでしょうか。</p>
事務局	<p>国保のシステムについて、国からは「市町村事務処理標準システム」という国が開発したシステムを利用することが推奨されておりますが、白岡市では、基幹システムのベンダーの関係から、独自の基幹システムを運用しています。また、基幹システムについては、現在、現システムと次期システムの入れ替えを行っておりますが、次期システムにおいても独自のシステムによる運用を行うこととなっております。</p>
委員	<p>独自システムとのことですが、その場合はシステム改修費用が必要となりますので、市が独自に見積書を取って、必要な費用を予算計上することになりますか。</p>
事務局	<p>委員御指摘のとおりでございますが、自庁システムの改修に係る費用について、ベンダーから見積書を取って改修を進めることとなります。但し、改修費用について全額市が負担する訳ではなく、今般のシステム改修に関しては国から補助金が交付される予定となっております。このため、改修費用については市が負担するものではなく、交付方法等は示されていないものの、今後、国・県から交付されることが見込まれます。</p> <p>また、従来補助金等になぞらえるならば、応分の負担をいただくことが見込めますので、システム改修費用について、被保険者に負担を求めようようなことはないものと考えているところでございます。</p>
委員	<p>国・県からの負担分については、歳入に入るものですか。</p>

事務局	<p>国保特別会計の歳入項目であります、国庫支出金又は県支出金のいずれかに入るものと考えております。</p>
委員	<p>8ページの推計人数についてお伺いします。</p> <p>今般の資料では、令和6年度の推計被保険者数が8,710人となっておりますが、以前、税率改正の際にいただいた資料では8,947人となっていたと思います。</p> <p>なぜ、推計被保険者数に差異が生じたのか教えてください。</p>
事務局	<p>前回、税率改正の際の資料では「今後の見込み」という表に被保険者の推計人数をお示ししておりました。</p> <p>今般の資料との人数の差異でございますが、今般の推計人数は11月下旬に埼玉県から「秋の試算」と呼ばれる事業費納付金の試算額の提示の際に示された人数でございますが、税率改正の推計の際には示されていなかったものです。このため、税率改正の見込み表作成の時点では、埼玉県がどの程度の人数を提示してくるかが分からなかったため、毎月の被保険者数の推移から今後の被保険者数を推計し、例年の埼玉県の推計人数の傾向等を加味し、市の推計人数よりも若干被保険者数を増やして推計した結果、8,947人として見込んだところでございましたが、今般の埼玉県の推計では、例年よりも少ない人数が推計されており、8,710人となったものです。</p> <p>税率改正の際には、被保険者数よりも国保財政調整基金等の今後の動向に着目して作成していたこともあり、人数については差異が生じることとなってしまいました。財政調整基金等の算定に際しては、ある程度被保険者数に差異が生じて、支出すべき事業費納付金と歳入である国保税がともに被保険者数に連動して増減することから、そこまで正確な推計人数に拘る必要がなかったことから、今般の人数の差異が生じたものと考えております。</p>
委員	<p>今般の被保険者数である8,710人については埼玉県から提示された人数とのことですが、その資料は今般の資料には含まれていないということでしょうか。</p>
事務局	<p>埼玉県からの資料は添付しておりませんが、人数については、担当が確認し、県の資料から今般の予算の資料に転記したものでございます。</p>
委員	<p>10ページの予算の概要のうち、「3 国民健康保険税の収納率につ</p>

事務局

いて、今後は県が提示する標準的な収納率を適用することとなるが、令和6年度予算上は、93.0%で算定している」とありまして、続く☆印の説明で「予算措置は従来の率としています」とあります。どのような趣旨でこの文言を記載しているのか説明をお願いします。

国保税の収納率につきましては、令和6年度からは埼玉県が「国保運営方針」で定める率を適用することとされておりました。この国保運営方針の策定段階においては、実際に市町村で見込める収納率よりも高い収納率が設定されておりましたが、市町村多数からの意見により、最終的な目標収納率は当初に県が提示した率ではなく、市町村ごとに直近3年間の収納率の平均的な率を収納率とすることとされました。

なお、今般策定された第3期運営方針以前の第2期運営方針におきましては、白岡市の人口規模から設定される収納率は93.0%と示されておりました。令和6年度は運営方針が変更された初年度ということもあり、標準税率に関しては不確定な部分も多かったことから、従来と同じ93.0%を収納率として算定を行うこととしたものです。

しかしながら、先程御説明をさせていただきましたとおり、白岡市の収納率は県内でも高めの率であり、例年96%を超えて収納できますことから、予算上の見込額よりも実際の収納額が多くなることも想定されます。このため、収納額との差が大きくなった場合には、今後の補正予算等での対応を考えておりますので、委員の皆様には御理解いただきたいと考えております。

議長（会長）

他に質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより「令和6年度白岡市国民健康保険特別会計予算（案）について」の件を採決いたします。

本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。

次に、「（2）その他」の議題に入らせていただきます。

「令和5年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）（案）について」事務局から説明を求めます。

事務局

それでは、「令和5年度白岡市国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2を1枚めくっていただき、2ページを御覧ください。

今回の補正は、歳入歳出に1,522万1千円を増額し、予算総額をそれぞれ47億334万7千円とするものでございます。

はじめに歳出について御説明させていただきますので、5ページを御覧ください。

1款 総務費につきましては、会計年度任用職員の職員手当の減額などでございます。

2款 保険給付費につきましては、療養費と高額療養費についての増額でございます。療養費につきましては、受診した費用分を事後的に支給することとなる「保険者間調整」の件数と金額が多かったことなどから、9月にも補正を行っておりますが、再度不足が見込まれることから補正予算を計上しております。

次に、6ページを御覧ください。

6款 保健事業費につきましては、主に執行見込みがついた事業の減額を行うものでございます。特に、特定健診につきましては、コロナ禍以降受診率は回復傾向ではあるものの、想定の上診率には至らないことから大きな減額となっているところでございます。

7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金の運用による積立金利子分及び今後の財政需要に対応するため積立金を増額するものでございます。

9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税の過誤納還付金（償還金）について、支出実績から不足が見込まれる額を増額するとともに、令和4年度の実績確定に伴い超過交付となりました埼玉県からの特別交付金のうち、保険者努力支援交付金分と特定健康診査等交付金分の返還金の予算計上を行うものでございます。

次に歳入について御説明させていただきますので3ページにお戻りください。

2款 国庫支出金につきましては、国の施策に伴い被保険者証の年次更新の際に「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」に関する勧奨用のリーフレットを同封しましたが、その印刷費用について国庫補助金が交付されましたことから、交付額を増額計上しております。

3款 県支出金につきましては、先程説明させていただきました、歳出予算の2款保険給付費のうち、県支出金として受領する療養費と高額療養費の増額に伴い、同額を増額計上するものでございます。

4款 財産収入につきましては、国民健康保険財政調整基金の利子分

を増額するものでございます。

次に、4ページを御覧ください。

5款 繰入金ですが、1項1目の「一般会計繰入金」につきましては、国・県からの交付額の確定に伴い保険基盤安定繰入金（軽減分・支援分）、財政安定化支援事業繰入金及び産前産後保険税繰入金については増額を行っておりまして、未就学児均等割保険税繰入金及び職員給与費繰入金については、歳出執行額の減額に合わせて減額を行うものです。

※増額分：保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	+	901千円
保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	+	1,351千円
財政安定化支援事業繰入金	+	2,546千円
産前産後保険税繰入金	+	44千円
減額分：職員給与費等繰入金	△	934千円
未就学児均等割保険税繰入金	△	364千円

また、2項1目の「国民健康保険財政調整基金繰入金」につきましては、歳出の不用額等の減額に伴い、歳入に余剰が生じますことから、収支の均衡を図るため、減額するものでございます。

最後になりますが、

7款 諸収入につきましては、執行実績に伴い増減を行うものでございまして、全体としては232万2千円の減額を行うものでございます。

以上で補正予算に関する事務局からの説明を終了させていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

委員

質問ではありませんが、御指摘させていただきます。

資料2の2ページ目ですが、歳入と歳出の表のうち、右側の歳出の表には「単位：千円」が記載されていますが、左側の歳入の表には単位が記載されておりません。ともに記載されている方が分かりやすいと思いますので御検討をお願いします。

事務局

次回からの資料からとなりますが、御指摘のとおり「単位：千円」を追加させていただきます。

委員	<p>もう1点御指摘させていただきます。</p> <p>6ページの6款保健事業費の表ですが、他の予算科目と異なり、事業科目の説明及び「単位：千円」が抜けていると思われます。</p>
事務局	<p>印刷の過程で説明等が抜けてしまいました。</p> <p>後日資料を修正し、委員の皆様にご送付させていただきますので、改めて御確認をいただきますようお願いいたします。</p>
委員	<p>今回いただいた資料2ですが、運営協議会だけでなく、財政部局などでも利用するものですか。</p>
事務局	<p>当該資料につきましては、運営協議会専用に作成しているもので、他の部署等での利用はありません。</p>
委員	<p>4ページの7款諸収入のうち、延滞金についてお伺いします。</p> <p>これは保険税の収納率が向上し、滞納額が少なかったことから結果として延滞金が少なくなったという解釈でよろしいですか。</p>
事務局	<p>延滞金の減少ですが、以前に比較して滞納額自体が圧縮されてきていることが要因の一つです。</p> <p>また、収納担当課である税務課においては、現年度課税分の収納に力を注いでおりまして、結果として滞納分や延滞金の減少に繋がっている側面もあると伺っております。</p>
議長（会長）	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、2点目の「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について事務局からの説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」について御説明いたします。</p> <p>まず、資料3-1「（国民健康保険税の税率見直しに伴う）白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案）」を御覧ください。</p> <p>「白岡市国民健康保険税の税率の改正」につきましては、国保運営協議会の皆様には、市からの諮問を受け、第1回及び第2回国保運営協議</p>

会で御審議いただき、令和6年1月5日に答申をいただいたところで  
す。

市といたしましては、この答申された事項に基づき、「国民健康保険  
税条例の一部を改正する条例」を、令和6年2月22日開会予定の令和  
6年第1回議会定例会に提案する予定でございます。

なお、国保税の税率の見直しの必要性、国保運営協議会での審議状況  
や答申の内容につきましては、1月25日に開催されました議会全員協  
議会で議員の皆様には説明したところでです。

さて、白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案）  
でございます。

まず、「1 改正の理由」でございます。

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保することを目的とし、国民  
健康保険税の税率を改定することに伴い、国民健康保険税条例の一部  
を改正するものでございます。

次に、「2 改正の概要」でございます。

(1)から(5)までにつきましては、答申に基づきまして、医療分の「均等  
割額」、支援金分並びに介護分の「所得割率」及び「均等割額」を、そ  
れぞれ改正するものでございます。

次に、「(6) 第20条（国民健康保険税の減額）の整備」ございま  
す。

まず、「ア 第1項関係」でございますが、

第1項は、低所得世帯に対する国民健康保険税の減額を定めるもので  
ございます。

国保世帯に属する被保険者の所得の合算額が一定額以下の場合に、減  
額する均等割額を条例で定めることとなりますが、今回の国民健康保険  
税の税率の見直しにより、第4条、第6条及び第8条による医療分、支  
援金分及び介護分の均等割額の改正に伴い、それぞれの所得区分に応  
じ、7割、5割又は2割の減額される金額を改正するものでございま  
す。

次に、「イ 第2項関係」でございますが、

令和4年4月1日に施行された「全世代対応型の社会保障を構築する  
ための健康保険法等の一部を改正する法律」により、未就学児に係る均  
等割額の5割を減額する制度が導入されました。第2項は、医療分及び  
支援金分について、国保世帯に属する被保険者の所得の合算額の区分に  
応じて未就学児の均等割額の減額を定めるものでございます。

今回の国民健康保険税の税率の見直しにより、第4条及び第6条によ  
り医療分及び支援金分の均等割額が改正されることに伴い、それぞれの  
区分に応じて減額される金額を改正するものでございます。

次に、「(7) 第21条の3関係」でございます。

令和6年1月1日に施行された、産前産後期間の国保税減額措置に係る「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」により整備された第21条の3「出産被保険者に係る届出」の第1項第1号中に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が規定されているのですが、法制執務の決まりから法律番号を加えるものでございます。

次に、「3 施行期日及び適用区分」でございます。

まず、「施行期日」は、令和6年4月1日からとするものです。

次に、「適用区分」でございますが、改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとして適用区分を明確にするものです。

以上が、「(国民健康保険税の税率見直しに伴う)白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要(案)」の内容でございます。

次に、資料3-2「(令和6年度税制改正に伴う)白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要(案)」を御覧ください。

令和5年12月22日に閣議決定された「令和6年度税制改正の大綱」により、国民健康保険税の賦課限度額、及び軽減判定所得を引き上げるため、「地方税法施行令」が今年度中に改正される見通しでございます。

これに合わせるため、緊急に白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じますことから、議会での議決を経ず、地方自治法の規定による「長の専決処分」により、条例改正を行うことを予定しております。

この令和6年度税制改正に伴う「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要(案)」の内容でございます。

まず、「1 改正の理由」でございますが、

先ほど申し上げましたとおり、令和6年度税制改正により、地方税法施行令の一部を改正する政令の改正が今年度中に予想され、令和6年4月1日に施行されることが見込まれますことから、白岡市国民健康保険税条例の一部改正を行うものでございます。

次に、「改正の概要」でございます。

改正の概要の1つ目の「(1) 国民健康保険税賦課限度額の改正(第2条関係)」でございますが、賦課限度額に達する世帯の割合を、被用者保険とのバランスを考慮し1.5%に近づけるように段階的に引き上げる運用ルールの下、後期高齢者支援金等分に係る課税限度額を22万円か



ら2万円引上げて24万円とするものでございます。基礎課税分（医療分）、及び介護納付金分の賦課限度額は、それぞれ据え置きとなりますので、国民健康保険税の賦課限度額の合計は104万円から106万円となるものでございます。

なお、賦課限度額につきましては、「埼玉県国民健康保険運営方針」において、法定額のとおり設定し、県内全市町村において同じ限度額になることを目指しております。

国民健康保険税は、受益と負担の関係で被保険者の納付意欲に与える影響などを考慮し、負担額に一定の上限額（課税限度額）を設けておりますが、課税限度額を引き上げますと、高所得層により多くの負担を求めることになる反面、中間所得層に配慮した税の見直しが可能になるという構造になっております。

今後も被保険者の高齢化等による医療費の増加が見込まれておりますことから、課税限度額の引き上げにより、負担感が重いと言われております中間所得層の負担をできる限り緩和するものでございます。

次に、改正の概要の2つ目の、「(2) 国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準の改正（第20条関係）」でございます。

国民健康保険税では、低所得者に対する減額措置として、所得に応じて均等割額を7割、5割、2割減額する仕組みがございしますが、このうち、5割と2割減額につきまして、物価上昇の影響で軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、景気動向を踏まえ、軽減判定所得を見直しするものでございます。

5割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万円から29万5千円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の所得の算定において、同じく被保険者の数に乗すべき額を53万5千円から54万5千円に引き上げるものでございます。

次に、「3 施行期日及び適用区分」でございます。

まず、「施行期日」は、令和6年4月1日からとする予定でございます。

次に、「適用区分」でございますが、改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度分以降の国民健康保険税について適用し、令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとして適用区分を明確にするものです。

以上が、令和6年度税制改正に伴う「白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要（案）」の内容でございます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

委員	<p>質疑はありませんか。</p> <p>賦課限度額についてお伺いします。</p> <p>賦課限度額については、市町村国保では全国一律で同じ額であるものと思いましたが、先程の説明で県内市町村は同じ限度額（法定額）を目指すとのことであり、現時点では同じ額にはなっていないと思われます。端的に言って、この賦課限度額についてはどのように決めているのでしょうか。</p>
事務局	<p>国民健康保険税の税率等につきまして、平成30年度の制度改正以前は各市町村がそれぞれの財政状況によって、賦課限度額を定めることとしていました。</p> <p>なお、制度改正によって埼玉県が国保財政における責任主体となったことから賦課限度額については国保運営方針にも定めており、法定額に合わせることでされました。</p> <p>但し、賦課限度額の改正の基礎となる地方税法施行令の改正が年度末に行われますことから、市町村議会等へのタイミングの関係から、白岡市では専決処分で行うこととしておりますが、他の市町村では議会との関係から1年間遅れて改正するところもあります。</p> <p>いずれの市町村も最終的には、法定額への改正を行うこととなりますが、条例改正のタイミングが異なることから市町村ごとにズレが生じることとなっています。</p> <p>この改正のズレについては、現在、県の会議等（事務処理の標準化）で議論がなされているところであり、専決処分等で時期を統一する。又は国の施行令の発出の時点を繰り上げてもらい、議会定例会等で審議できるように要請するなどの方針が今後示される予定となっております。</p>
委員	<p>端的に言えば、限度額については国が定める法定額に定めていくということで良いですね。</p>
事務局	<p>御指摘のとおりです。</p>
委員	<p>考え方として、現状では専決処分により即時賦課限度額額を引き上げているようですが、1年間遅れて実施するというのも手法の一つではないかと考えています。なお、低所得者の減額基準額の変更については、即時行うのが被保険者目線に立った改正ではないかとも考えています。</p>
議長（会長）	<p>他に、質疑はありませんか。</p>

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、3点目の「第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定に係るパブリックコメントの結果について」事務局からの説明を求めます。

事務局

前回12月15日開催の第3回運営協議会において、白岡市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の最終案について、御説明させていただいたところです。

その計画の原案を令和5年12月25日から令和6年1月25日まで、ホームページを含めて6箇所公表しパブリックコメントを実施いたしました。意見等はありませんでしたので、内容を確定させていただきます。

つきましては、白岡市国民健康保険 第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画として製本いたしまして、3月末頃に委員の皆様へ送らせていただきます。

これまでの御協力ありがとうございました。これからも、計画の進捗状況を報告してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

他に、質疑はありませんか。

それでは、ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしくお願い致します。

これ以外で何かございますか。

それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。

委員の皆様への御協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げまして、議長の役を降ろさせていただきます。

どうもありがとうございました。

司会（課長）	<p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>ここで、2点、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>1つ目は、本日の報酬でございまして、2月中に指定の口座へ振込みをさせていただきます。</p> <p>2つ目は、次回の国民健康保険運営協議会でございますが、令和6年8月上旬の開催を予定しておりまして、議題につきましては、「令和5年度国民健康保険特別会計決算」等を予定してございます。</p> <p>事務連絡は以上でございます。</p> <p>これもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会いたします。</p> <p>本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>
--------	---

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 2 月 26 日

（議長（委員長・会長）その他これに準ずる者の署名）

会 長

佐々木 稜